

相生市自治基本条例（案）に対するパブリックコメントを実施しました

件名	相生市自治基本条例（案）について
期間	平成24年4月26日から5月24日まで
公表方法	市の公文書公開コーナー及び企画財政課での閲覧、市ホームページ掲載
受付件数	15件（提出者8人）

提出された主な意見とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

意見に対する市の考え方の公表場所：広報6月号、市ホームページ、公文書公開コーナー（市役所内）

No	提出意見	市の考え方
1	第1条（目的）において「市民福祉の向上を図る」とあるが、「市民健康福祉の向上を図る」とするほうが妥当ではないか。	第1条に規定する市民福祉は、地方自治法が定める「住民の福祉」を意味しており、健康や介護などの個別の福祉施策だけを意味するものではなく、行政サービス全般を指しているものですので、原案のとおりとします。
2	本条例が最高法規とあるが、市長及び議会を無力化するものであり、本条例を認めるわけにはいかない。	第2条にある「最高規範」については、法的に自治基本条例と他の条例との間に優劣の関係をもたせるものではありません。この「最高規範」という言葉は、条例制定の趣旨を明確にし、この条例を尊重していただきたいという思いから示しています。 よって、本条例により市長及び議会が無力化するものではありませんので、原案のとおりとします。
3	第2条にこの条例は市政運営における最高規範とあるが、法律に基づいて制定される条例には最高規範はなく、自治基本条例が他の条例に優越することは法律上認められない。 すべてが自治基本条例に振り回されることになる。	第2条にある「最高規範」については、法的には自治基本条例と他の条例との間に優劣の関係をもたせるものではありません。この「最高規範」という言葉は、条例制定の趣旨を明確にし、この条例を尊重していただきたいという思いから示しておりますので、全てが自治基本条例に振り回されることにはなりません。
4	崇高な文言で満ちていますが、その分、危険性をはらんでいると思います。 これは、「第2条・・・市政運営における最高規範であり、市民等、議会及び市長等は、この条例を誠実に遵守するとともに・・・」に集約されています。 全ての市民等が同等に、各々高い見識・良識に満ちており、かつ同等に大きな声を挙げて異なる意見と闘わせ、その中で合意点を見つけて結論に至る力と時間と性格を持ち合わせていたら理想的に機能するかと思いますが、実際には自分の意見をまとめきれず議論しきれずに、極端な思想(理想論)を持ったセミプロ集団に引きずられてしまう危険性が極めて高いと思います。 その結果を最高規範として、議会及び市長等が縛られる事になります。 理想的な条例だと夢を託し、その結果こんな筈では・・・と嘆く一般市民こそが被害者です。	本条例を最大限に尊重しながら個々の条例により運営を行うということですので、この条文により議会及び市長等が極端な意見に縛られるということはありません。 また、市政運営につきましても、様々な意見を取り入れながら、最終的には議会の議決によって決定しますので、本条例により結果が決定するということはありません。
5	市民に直接選ばれた市会議員、市長が、この「最高規範」としての条例の制定に積極的に関わっている事は、市民等に太っ腹な理解を示す反面、自らを無力、無責任と認めていることにならないかと思えます。	本条例は、憲法や地方自治法などが間接民主主義による地方自治を保障するものの、市民参加による直接的な地方自治を想定していないため、これを補完しようとするものです。 よって、政策の最終決定は、二代表制である議会と市長が行うものですので、議員及び市長が自らを無力、無責任と認めるものではありません。
6	市民の定義においても事実上の外国人の地方参政権を認めるものであり、本条例を認めるわけにはいかない。	本条例の「市民」の中には、外国人を含みますが、公職選挙法が適用される選挙については、公職選挙法等の法令に要件が規定されています。 また、第17条に規定している市民投票については、市民投票の事案の内容や、その法的効果との関係から、市民投票の実施に関しての必要事項を議会の議決によって個別条例で定める事としています。よって、具体的な投票資格等については、この個別条例の制定時に検討していくものとなりますので、原案のとおりとします。

No	提出意見	市の考え方
7	<p>第3条（定義）第6号の解説において、行政主導にならない様になっているが、ある程度、行政が主導することは差し支えないと考える。</p>	<p>今後のまちづくりにおける「協働」については、市民相互及び議会、市長等がお互いに役割分担していくことが重要ですので、行政主導にならないのが本来の姿と考えております。</p>
8	<p>第4条（2）に市は市民等が市政に参画できるようにその機会を保障するとあるが、現状でも市長や市議の選挙等を通して参画の機会はある。あえて市民等にその機会を保障すると万一過激な団体が意思形成に介入することを防止できなくなる。</p> <p>現在、相生市政は安定的に円満に運営されていると思うので、自治基本条例を制定する必要はない。市民等を市民でない過激団体（含外国人）、参画を口出し、横槍と考えると恐ろしい条例である。</p>	<p>個人の思想については、自由であり憲法で保障されていますので、本条例がない場合においても、誰もが市政の意思形成に参画することを拒まれることはありません。</p> <p>また、本条例は、市民参画の権利を保障するとともに、市民の義務を定めていますので、特定の主義主張を通そうとするような団体は、その責任を問われることとなりますので、原案のとおりとします。</p>
9	<p>参画の保障については、第8条（市民等の権利）、第15条（参画の保障）に規定されているが、第15条の解説において、不利益を受けることが無いようにとあるが、市は、参画しないことを理由として不利益を与えないことと理解しているのか。</p>	<p>参画は、市民等の意思に基づくものであり、強制されるものではありませんので、参画しないことによって、市民等に不利益がないということを規定しています。</p>
10	<p>第19条（市民活動団体）については、第5章参画と協働の第1節参画に位置づけられているが、第2節協働にも深く関わっているのではないか。</p>	<p>市民活動団体については、第2節の協働にも深く関わっていますが、まず参画の担い手として位置づけを行うために本条例においては、第1節の参画において整理しております。</p> <p>よって、原案のとおりとします。</p>
11	<p>「相生市自治基条例（案）」を拝見いたしました。市民の参画と協働を実効あるものにするために、究極の取り組みだと思えます。ただ、核心部分がぼやけています。さらに一步踏み込んで下記の部分の修正を求めます。</p> <p>第20条（協働のまちづくり）</p> <p>「市は、協働のまちづくりを推進するため、市民等、議会および市長部局等が相互に情報を共有し、意見を交換し、積極的な参加及び意思形成が図られるよう、「相生市民・議会・市役所情報共有・協働会議」（仮称）を創設する。</p>	<p>今後のまちづくりにおける「協働」については、市民相互及び議会、市長等がお互いに役割分担していくことが重要であるとと考えております。</p> <p>その協働の場というものは、多種多様なケースがあり、時代により変化することが想定されますので、本条例においては、具体的な機関の設置等までは規定せず、方針にとどめております。</p> <p>個別具体的な手段・手法については、個々の施策等で検討していきます。</p>
12	<p>第24条（情報の共有）の解説において、市としての情報の共有についての説明となっているが、情報の共有については、市民等や議会などより幅の広い定義が必要ではないか。</p>	<p>本条例は、市として市長等、議会、市民の相互の情報共有について、規定しています。</p>
13	<p>第26条において市長等が行政評価を実施しなければならないと規定されているので、第3条（定義）第4号の市長等に行政評価第三者評価委員会を含める必要があるのではないか。</p>	<p>第3条第4号における市長等については、地方自治法に基づく執行機関としての地方公共団体の長及び地方公共団体におかなければならない委員会等のことを定めています。</p> <p>行政評価第三者評価委員会につきましては、地方公共団体の長（市長）のなかに含まれていますので、原案のとおりとします</p>
14	<p>自治基本条例の（案）が完成したことは、喜ばしいこととあります。今後は、この条例を基本に次のステップとして市の活性化、観光等に力を注いでいただきたい。</p>	<p>市の活性化、観光等につきましては、個々の施策等により、よりよいまちづくりを推進していきます。</p>
15	<p>自治基本条例にそれぞれの地域の振興施策へ繋げるための個々具体的な規程を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>自治基本条例には、市の全体的な方針を規定するものとしておりますので、各地域の復興施策などの具体的なものについては、個々の施策等で検討していきます。</p>